

よくあるご質問について

【対象の企業・団体について】

Q どのような企業・団体が対象か。

A すべての法人が対象です。株式会社、合同会社、一般財団法人、NPO 法人、独立行政法人などが対象の法人になります。

Q 大学のサークルや学校のボランティアクラブなどは対象か。

A 本制度では学校のサークルやクラブは認められません。ただし、学校法人は対象です。

Q 福岡市内に事業所がなければいけないのか。

A 事業所が市外にあっても構いませんが、原則として、活動する方が勤務する事業所の近隣にある市内の公園での活動を想定しています。

Q 事務所に勤務する社員全員で活動しなければならないのか（会社の有志数名で活動を行いたいが可能か）

A 実際に活動するのは有志数名でも問題ありませんが、参加申込書は本社又は支社・支店・事業所等の代表者名で提出してください。

Q 活動自体を他者に業務委託してもいいのか。

A 社員やスタッフの方自らが活動することを前提としています。ただし、社員やスタッフの方では実施が困難なことを行う場合などに、その他の者に業務委託することを妨げるものではありません。

【活動公園について】

Q 「事業所の近隣にある公園」の基準は。

A 原則として、事業所等から概ね徒歩圏内にある公園での活動を想定していますが、遠方の公園での活動を希望される場合や公園の詳細が知りたい場合などについては、みどり運営課までご相談ください。

活動公園ですでに公園愛護会が活動している場合は公園愛護会長（活動していない場合は町内会長等）の了承が必要になります。

Q 公園愛護会長や町内会長の了承はどのように確認すればいいのか。

A みどり運営課より、公園愛護会長や町内会長と企業・団体のご担当者をおつなぎします。

Q すでに企業・団体が活動している公園を活動公園としてもいいか。

A 1つの公園で複数団体が活動することも可能ですが、その際は、すでに活動している公園愛護会や企業・団体の活動状況には十分配慮しながらの活動にご協力いただきますようお願いいたします。

Q 複数の公園で活動したいが認められるのか。

A 1つの企業・団体が複数の公園で活動することは問題ありません。

Q 該当公園の一部でのみ活動することは認められるのか。

A 公園の一部で活動することは問題ありません。

【活動内容について】

Q 「美化活動」とはどのようなものを含むのか。

A ごみ拾い、草むしり、機械除草、低木の刈込、トイレ清掃、花壇管理などです。

Q 活動中に会社のユニフォームを着て行ってもいいのか。

A 会社名や会社ロゴの記載された制服、ユニフォーム、腕章などを身に付けて活動することは問題ありません。ただし、のぼり旗などを設置して活動することはできません。

【活動日について】

Q いつ活動してもいいのか。

A いつ活動しても問題ありませんが、公園利用者及び公園周辺の住民に迷惑のないようご注意ください。また、公園愛護会が活動している公園では、公園愛護会と事前調整をお願いします。

【市の支援について】

Q ゴミ袋が欲しい場合はどのようにすればよいのか。

A 活動公園が所在する区の区役所公園係までご連絡下さい。

Q ゴミ袋を回収して欲しい場合はどのようにすればよいのか。

A 活動公園が所在する区の区役所公園係までご連絡下さい。

Q 設置できる倉庫（掃除用具入れ）の基準は。

A 活動公園が幼児公園である場合は1㎡、街区公園以上である場合は2㎡を設置面積の上限とし、倉庫を設置することができます。ただし、公園愛護会が活動している公園にあっては、建ぺい率の上限内で公園愛護会による設置を優先いたしますのでご了承ください。また設置にあたり別途申請が必要です。

詳しくは活動公園が所在する区の区役所公園係までご連絡下さい。

Q 設置できる看板の基準は。

A 設置できる看板個数は1個で、大きさは片面0.5㎡以内、高さは1.8m以内です。独立した基礎とし、公園利用者の安全に配慮した構造にしてください。また、板面が公園外を向くように設置することはできません。

内容は、活動内容の紹介に限ります(例:〇〇(企業名)は、〇〇公園の美化活動を行っております)。商品や事業の紹介を行うことは出来ません。ただし、企業名、企業ロゴ、企業HPがリンクされたQRコードの掲載は問題ありません。また、設置にあたり別途申請が必要です。

詳しくはみどり運営課までご連絡下さい。

【その他】

Q 市が加入しているボランティア保険の対象とはならないのか

A 本制度での活動については、「福岡市市民活動保険制度」の対象ではありません。

Q 公園愛護会を結成したいが可能か。

A 既存の公園愛護会がない公園においては、公園愛護会を設立することができます。活動したい公園が所在する区の区役所公園係までご連絡下さい。

Q 公園で花壇活動を行いたいが可能か。

A 「ボランティア花壇」の申込みのうえ「花壇管理協定」の締結が必要となります。活動したい公園の所在する区の区役所公園係までお問合せ下さい。

■ボランティア花壇について

<https://hitori-hitohana.city.fukuoka.lg.jp/volunteer/>

Q 「ふくおか共創パートナー企業」には自動的に登録されるのか。

A 福岡市内に本社・事業所または営業所を有し、事業を営んでいるものにあつては、企業版公園愛護会に認定されることで「ふくおか共創パートナー企業」の該当要件を満たします。ただし、別途、登録申請が必要になりますので、市民局コミュニティ推進課までお問合せ下さい。

■共創パートナー企業について

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/shimin/community/life/chiikinokizunaouendan.html>

【お問合せ先】

担当部署	所在地	電話番号	メールアドレス
住宅都市みどり局 みどり運営課	中央区天神1丁目8-1	711-4407	midoriunei.HUPB@city.fukuoka.lg.jp
東区維持管理課 公園係	東区箱崎2丁目54-1	645-1058	hi-kouen@city.fukuoka.lg.jp
博多区管理調整課 公園係	博多区博多駅前2丁目8-1	419-1063	ha-kouen@city.fukuoka.lg.jp
中央区管理調整課 公園係	中央区大名2丁目5-31	718-1085	c-kouen@city.fukuoka.lg.jp
南区維持管理課 公園係	南区塩原3丁目25-1	559-5093	m-kouen@city.fukuoka.lg.jp
城南区維持管理課 公園係	城南区鳥飼6丁目1-1	833-4081	j-kouen@city.fukuoka.lg.jp
早良区維持管理課 公園係	早良区百道2丁目1-1	833-4337	s-kouen@city.fukuoka.lg.jp
西区管理調整課 公園係	西区内浜1丁目4-1	895-7048	n-kouen@city.fukuoka.lg.jp
市民局 コミュニティ推進課	中央区天神1丁目8-1	711-4286	community.CAB@city.fukuoka.lg.jp